

応急修理の注意事項

	No	タイトル	内容
申請時	1	工事内容の聞き取りについて	<u>申請時に「見積の修理内容」と「写真の修理箇所」が一致している確認を行います。</u> 申請に来られる方は見積内容と修理箇所を把握しておいてください
	2	申請時の写真について	<u>写真は破損具合と修理箇所が分かるものとしてください</u> (破損具合が分かる「アップの写真」のみで申請に来られる場合がありますが、アップ過ぎてどの部分を修理するのか分からない場合があります。その場合、「引いた写真」もご用意ください)
	3	傾斜の確認について	<u>「ジャッキアップ」や「床の張替え」等により、傾斜を修正する工事を行う方は、次のいずれかの傾斜を証明する書類を申請書に添付してください</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理業者が作成したレベル調査結果の図面</li> <li>・工事対象の室に水平器を置いた写真 (気泡が中心からずれていることが分かるもの)</li> </ul>
	4	建具の工事について	<u>建具を工事する場合、どこの部屋の建具かを確認します</u> (物置、二つ目のトイレ等の建具は対象となりません)。修理する建具の写真が何の部屋の建具かを把握しておいてください
	5	給排水管について	給排水管の修理の補助対象は「上下水道配管の水漏れ部分の補修」とされており、水漏れ部分を特定せず新規配管で修理するものは補助対象となりません。ご了承ください
	6	工事完了後の申請について	工事完了後でも支払い前であれば補助対象となる場合があります。その場合、申請時に完了写真等の確認も行います。なお、なるべく着工前の申請をお願いします(補助対象や必要書類が事前に把握できるためスムーズです)
工事中	7	工事中の写真について	<u>完了報告時に「工事前、工事中、工事後」の写真が必要となります。</u> 撮り忘れた場合、図面と工事内容を示した資料を作成していただくことで代用できますが、非常に手間がかかるため、工事前や工事中の写真は忘れずに撮影してください